

通訳案内士の制度と現状について

国土交通省 観光庁

観光資源課

平成21年6月

典型的な通訳案内士の業務のイメージ

(集合時)

- ツアー行程における見所に関する背景やつながりを説明
- これから訪れる観光地について、地理、歴史、文化等の紹介を交えながら詳しく説明
- 日本の硬貨、お札を説明する際に、印刷された人物や建物について解説

(移動中)

- 車窓から見える風景について、単に地図等に記載してあるその事物の名称を伝えるにとどまらず、その内容、背景等を説明
- 車窓から見える施設等について、それにまつわる歴史、文化等を交えて説明

(目的地)

- 観光地において、単に地図等に記載してあるその事物の名称を伝えるにとどまらず、その内容、背景等を説明
- 旅行者から個別の依頼に応える形で、案内板に記載された観光施設に関する説明を翻訳して伝えるにとどまらず、自らの知識に基づく説明と併せて説明

(宿泊時)

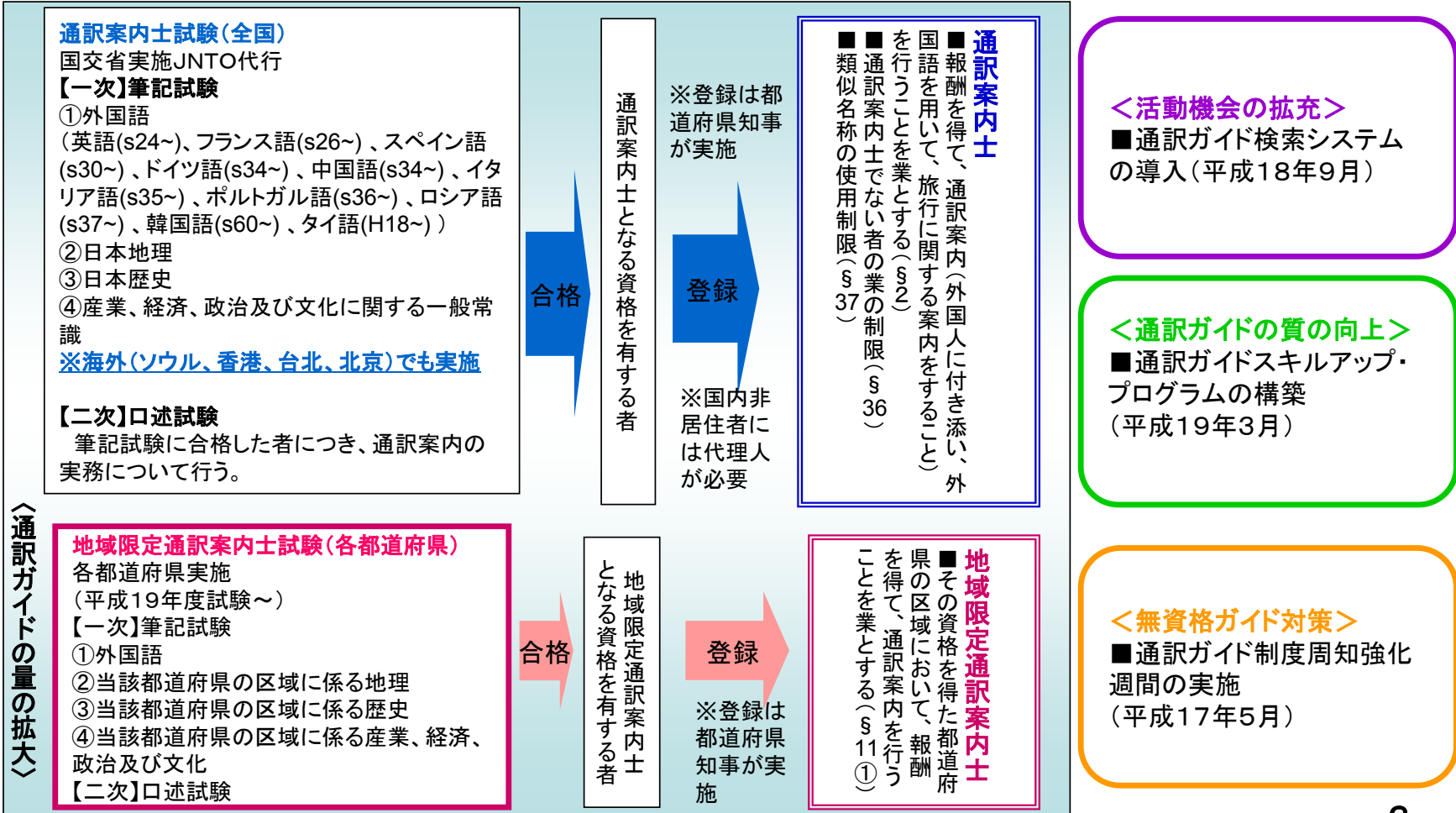
- ホテルや旅館の利用方法を伝えるにとどまらず、その建物の内容やできた背景等を説明
- 旅館システムの歴史、特徴を説明

(食事)

- 箸の使い方や食事のマナー、料理に使われている材料の内容を教えるにとどまらず、個別の料理の効果やそれができた理由等を説明
- 料理の食材や調理方法の説明に付随して、歴史、文化等について説明

通訳案内士制度

通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与することを目的とする。



※通訳案内士は「通訳案内士法」、地域限定通訳案内士は「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」による。

業務独占と名称独占

1. 通訳案内士法

(通訳案内士でない者の業務の制限)

第三十六条 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

(名称の使用制限)

第三十七条 通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2. 他の資格の例

(1) 業務独占資格

「有資格者以外は当該業務に従事することを禁じることにより、資格者に対して業務を独占させるとともに業務上の一定の義務化を課する資格」(臨時行政改革推進審議会資料より)

例) 医師、公認会計士、不動産鑑定士等

(2) 名称独占資格

特別の知識又は技能を必要とし、法令により一定の資格を有しなければならないこととされている職業については、その資格を有しない者が当該職業の名称を使用することを禁止し、公衆の保護を図る例が多い(法令用語辞典)

例) マンション管理士、社会福祉士、介護福祉士等

(3) その他

必置資格

「災害の防止や作業の円滑な実施等を通じ、労働者や国民一般の生命・財産・安全の確保、生活環境の保全等の社会的利益の実現を目的」とし、「専門性・技術性の高い分野・業務について、特定の公的資格者を有する者等の配置を義務付ける」もの。(行政改革推進本部規制改革委員会資料より)

例) 宅地建物取引主任者、旅行業務取扱管理者等

地域限定通訳案内士制度の概要

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律

地域限定通訳案内士の業務: 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする(法第11条第1項)

地域限定通訳案内士試験: 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について、国土交通大臣の同意が得られた場合、都道府県において実施する。(法第14条第2項)

【同意要件(法第4条第3項第5号)】

- イ) 外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。
- ロ) 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

<導入都道府県>

平成19年度: 4県(岩手、静岡、長崎、沖縄)

平成20年度: 2道県(北海道、栃木)

地域限定通訳案内士試験(各都道府県)(法第15条)

【一次】筆記試験

- 一 外国語
- 二 当該都道府県の区域に係る地理
- 三 当該都道府県の区域に係る歴史
- 四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

【二次】口述試験

海外試験の概要

海外試験の実施(ソウル市、北京市、香港及び台北市)(平成18年度試験～)

→ 最終合格者:平成18年度:70名、平成19年度:236名、平成20年度:148名

<導入の経緯>

- アジアからの訪日外国人旅行者が増加する中で、中国語・韓国語分野の有資格通訳案内士の数の不足、手配の困難性、ニーズとのミスマッチが指摘
- 効率的に中国語・韓国語の有資格通訳ガイドを確保するためには、外国人の活用も検討する必要
- 海外在住受験者の利便性を図るため、受験者の居住国における通訳案内士試験を実施

1次試験

(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市、福岡市、那覇市、ソウル市、北京市、香港、台北市(ただし、ソウル市では韓国語のみ、北京市、香港及び台北市では中国語のみ実施)で実施)



2次試験

(東京都、京都府及び福岡市で実施)



登録

(非居住者は代理人による登録が必要)

※韓国語は平成21年度試験より
京都府及び福岡市でも実施

■通訳案内士法施行規則

(非居住者の代理人)

第十三条 本邦内に住所を有しない者(以下「非居住者」という。)は、通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの(以下「代理人」という。)を定めなければならない。

通訳ガイド検索システム導入による需要と供給のマッチング(平成18年9月～)

- 全国の有資格通訳ガイドの中から、地域、分野、言語、その他条件で旅行者等のニーズのあった通訳ガイドを検索し、予約を行うことができる
- 当分の間、社団法人日本観光通訳協会が運用
- <http://www.guidesearch.jp/>
- 2009年6月1日現在 観光ガイド登録者数 164人



②希望に沿う
通訳案内士の検索



通訳ガイド検索

検索結果画面

辻村 聖子(つじむら しょうこ) 女性

1964年から通訳ガイドをしていますが、現在はフリーランスとして就業しています。ガイドをつけて良かったと喜んでいただけるよう心がけています。国内のツアーや海外のツアーも承ります。

詳細確認画面

● 詳細確認画面 辻村 聖子(つじむら しょうこ) 女性

● 自己アピール:
1964年から通訳ガイドをしていますが、現在はフリーランスとして就業しています。ガイドをつけて良かったと喜んでいただけるよう心がけています。国内のツアーや海外のツアーも承ります。

● 住所: 千葉県浦安市9-14-12-35-2

● 電話番号: 047-952-7855 ● 携帯番号:

● 電子メール: tsujimura@knh.com ● web:

● 対応言語: 英語

● 得意な分野: 1.名所見物とアットホームなツアー

● 対応できない日・期間:

● ガイド料金: 22,000円/日(8時間)
16,000円/日(4時間)

マッチング



①通訳案内士情報の
入力

通訳ガイドスキルアップ・プログラム—標準的研修プログラム—による質の向上（平成19年3月策定）

- 通訳ガイドスキルアップ・プログラムとは、通訳ガイドが実務を行うに当たって必要となる実践的知識を向上させるための標準的研修プログラムを示したもの。
- 到達目標を「レベル1（観光地周遊型旅行者に対して、的確なサービスを提供できる通訳ガイドの養成）」、「レベル2（観光地周遊型に加え、MICE等特定の旅行目的にも対応した幅広いサービスに対応できる通訳ガイドの養成）」と段階的に設定。

大項目	中項目	小項目	対応レベル	
			1	2
お客様に応じたガイドイング	ガイドイングのための情報・知識	特定地域・全国主要観光地の知識	○	—
		食事に関する知識	○	◎
		旅館・ホテルに関する知識	○	—
		買い物に関する知識	○	◎
		駅・空港周辺の情報	○	—
		外国人観光旅客の希望訪問場所の最新情報	○	◎
		障害を持つお客様対応についての情報	○	◎
	担当する旅行者への知識と理解	ツアー特性に関する理解	○	◎
		外国人観光旅客の国民性・文化などに関する理解	○	—
		宗教、嗜好などの食事制限内容の知識	○	◎
プレゼンテーション能力	外国人観光旅客の注意を惹く(ニーズに合った)話題を選択する能力	○	◎	
	外国人観光旅客が興味を持てるプレゼンテーションをする能力	○	◎	
接客・マナー・ホスピタリティ	社会人としてのマナー	社会人としての常識	○	—
		国際マナー	○	◎
	対人能力	外国人観光旅客の統率	○	◎
		きめ細かな気配り	○	—
		クレームに対する適切な対処	○	◎
		チームワークに対する理解	○	◎

大項目	中項目	小項目	対応レベル	
			1	2
円滑な旅行の進行	旅程表に沿った旅行の進行能力	旅程表の正しい理解、手配内容の理解・把握	○	—
		時刻表の活用、国内航空券、JR券、クーポン等チケット類の記載内容の理解、チケット類の管理	○	◎
		スケジュール管理	○	—
		外国人観光旅客の荷物管理	○	◎
		旅行業法等についての知識・理解	—	◎
		外国人観光旅客を安全に誘導する能力	○	—
		変更・追加リクエストへの対応	変更を要する際の対応、手配内容に関する費用負担への配慮	○
	旅行業界に関する知識、理解	通訳案内士の役割と使命についての正しい理解	○	—
		ツアー造成の仕組みに関する理解	○	—
		MICEビジネスの基本的な知識	○	◎
危機管理・対応	トラブルを未然に防ぐための対応	手配内容の事前の確認	○	◎
		外国人観光旅客への事前の確認・案内	○	—
	トラブルが起きた際の対応	交通機関のトラブルへの対応	○	—
		所持品の紛失、盗難時の対応	○	—
		けが・病人が出た場合の対応	○	◎
		死亡者が出た場合の対応	○	—

観光関係人材育成研修

■中小・小規模企業の人材対策事業(中小企業庁)

- 中小・小規模企業の「人材」を確保・育成するとともに、現下の厳しい雇用情勢の改善に資するもの。
- 平成20年度第二次補正予算により実施。

■観光関係人材育成事業(社団法人日本観光協会)

今後も成長が見込まれる観光分野において、「観光立国の担い手」を育成。

- (1)観光サービス人材育成・・・旅館従業員等の接客スキルの習得等
- (2)高度観光人材育成・・・旅行会社従業員等の企画力アップ、通訳ガイドの専門性向上等
- (3)地域密着型観光人材育成・・・地域の観光振興のプロデューサーの養成

■通訳案内業務研修

- 目的:通訳案内業従事者や求職者、雇用喪失者を対象として、通訳案内士に求められる観光案内、旅程管理、ホスピタリティ等の通訳案内業務に必要な知識及び能力を習得、スキルアップを図り、訪日外国人観光客に対し、より質の高いサービスを行い得る人材を育成する。
- 対象事業:通訳ガイドスキルアップ・プログラムに基づいた内容の研修であり、かつ通訳案内士資格者以外の者も参加資格を有する研修
- 対象実施者:通訳案内士法第35条届出団体、地域限定通訳案内士を実施している道県の観光協会等→栃木県通訳案内士協会、特定非営利活動法人日本通訳案内士連合、特定非営利活動法人通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会、協同組合全日本通訳案内士連盟、社団法人日本観光通訳協会、中国語通訳案内士会、関西通訳・ガイド協会、全日本韓国語通訳案内士会、九州通訳・ガイド協会、沖縄観光コンベンションビューロー
- 研修テーマ(例):ガイディングのための観光地に関する知識・ノウハウの取得、旅行業法・ツアー造成に関する知識、外国人接客の基本マナー、トラブルが起きた際の対応 等
- 平成21年度事業額:約2400万円

通訳ガイド制度周知強化週間の実施(平成17年度～)

■目的 通訳案内士制度の周知、無資格ガイドの排除等を通じた有資格ガイドを
活用しやすい環境の整備

■実施時期 平成21年2月2日～2月27日(平成20年度)



【実施項目(平成20年度)】

- ① 我が国の通訳ガイド制度に関する英語、韓国語、中国語(繁体字・簡体字)のリーフレットを全国各地にある外国人旅行者への対応が可能な観光案内所である「ビジット・ジャパン案内所(230箇所)」等において外国人旅行者に配布
- ② 国際観光振興機構のメールニュースにより、無資格通訳ガイドが違法であること、平成18年度より海外でも通訳ガイド試験を実施していることを、外国旅行業者や政府関係機関等を含む国内外のインバウンド関係者に通知
- ③ 国、地方公共団体、通訳ガイド団体の連携による、全国の主要観光地における無資格通訳ガイドに対する個別指導の実施

○地方公共団体、国際観光振興機構、観光協会、通訳ガイド団体、旅行業界、ホテル・旅館業界等の関係者への本周知強化週間の趣旨説明及び上記実施項目について協力依頼

○「通訳ガイド制度周知強化週間」について観光庁及び国際観光振興機構のHPにおいて広く周知

通訳案内士のあり方検討会に至る経緯(1)

■ 観光立国推進基本計画の策定(平成19年6月29日閣議決定)

- ・平成23年までに通訳案内士の登録者数を15,000人(地域限定通訳案内士を含む)とする目標を設定
- ・平成21年4月1日現在、通訳案内士の登録者数は13,530人。このほか、地域限定通訳案内士はH20は55人が登録、H21は157人が登録。

観光立国推進基本計画(抄)

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 国際観光の振興

(一)外国人観光旅客の来訪の促進

④外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他外国人観光旅客の受入れ体制の確保等

通訳案内士試験の海外での実施や平成19年度は4県で実施される各都道府県における地域限定通訳案内士試験の導入等により、平成18年は10,241人となっている通訳案内士の登録人数を地域限定通訳案内士を含めて平成23年度までに概ね5割増やして15,000人とする。

また、「通訳ガイドスキルアップ・プログラム」に沿った研修の普及促進等により能力の向上を図る。

■ 通訳案内士就業実態調査(平成20年8月)

今後の制度運用を充実させるため、通訳案内士の就業実態等の調査を実施。

- ・登録者のうち実際に就業しているガイドは、専業で10.2%、兼業も含めて26.4%
 - ・年間稼働日数は、専業者において101日以上が33.15%である一方、30日以下が28.3%
 - ・年収は、専業者において300万円以上が23.2%である一方、100万円未満が38.8%
- ⇒登録者数と実際の活動実態には乖離があることが明らかに。

■ 通訳案内士のあり方に関する懇談会(平成20年11月～平成21年1月)

増加する外国人旅行者に対応した通訳案内士のあり方を検討するため、関係者の幅広い意見を頂くと共に、意見交換・認識共有の場の設置を目的として、「通訳案内士のあり方に関する懇談会」を設置。

○メンバー: 通訳案内士団体、旅行業者、ホテル業者、地方自治体、ボランティアガイド団体、JNTO、観光庁

○スケジュール: 第1回 11月19日 通訳案内士団体からのプレゼンテーション

第2回 12月11日 旅行業者、ホテル業者からのプレゼンテーション

第3回 1月27日 地方自治体、ボランティアガイド団体、JNTOからのプレゼンテーション

通訳案内士のあり方検討会に至る経緯(2)

■ 観光立国推進戦略会議(平成21年3月13日)

・訪日外国人2,000万人時代の実現に向けた提言「訪日外国人2,000万人時代の実現へ—もてなしの心によるあこがれの国づくり(第二の開国)—」を行った。

・通訳案内士については、2点の提言があった。

(1) 通訳ガイドの質及び量の充実を図ることが必要

(2) 外国人旅行者に対する対応能力と接遇のプロとしての意識を持った人材の育成を進めることが必要。

訪日外国人2,000万人時代の実現へ—もてなしの心によるあこがれの国づくり(第二の開国)—(抄)

○提言

Ⅲ. 受入れ体制の整備

1. 訪日旅行の容易化と満足度向上

<当面の取組み>

6) 訪日外国人向け表示・案内

6-4) 通訳案内

(現状)

・通訳案内士は「民間外交官」とも呼ばれ、言語障壁を除去するのみならず、我が国の旅行地としての魅力を正確かつ適切な形で外国人旅行者に対し直接伝えるための重要なソフトインフラである。

・2010年1,000万人の目標に対応するべく、観光立国推進基本計画では、2011年までに通訳案内士の数を15,000人にすることを目標として定めている。

(課題)

・通訳案内士に関する言語的偏在(特にアジア言語が不足)、地理的偏在(特に地方部のガイドが不足)が指摘されている。

・いわゆるスルーガイドなどの無資格ガイドが問題となっている。

(対策の方向性)

・課題に関する検討を行うとともに、2020年2,000万人時代の訪日外国人旅行者に対応した受入体制の整備の一環として、通訳ガイドの質及び量の充実を図ることが必要である。

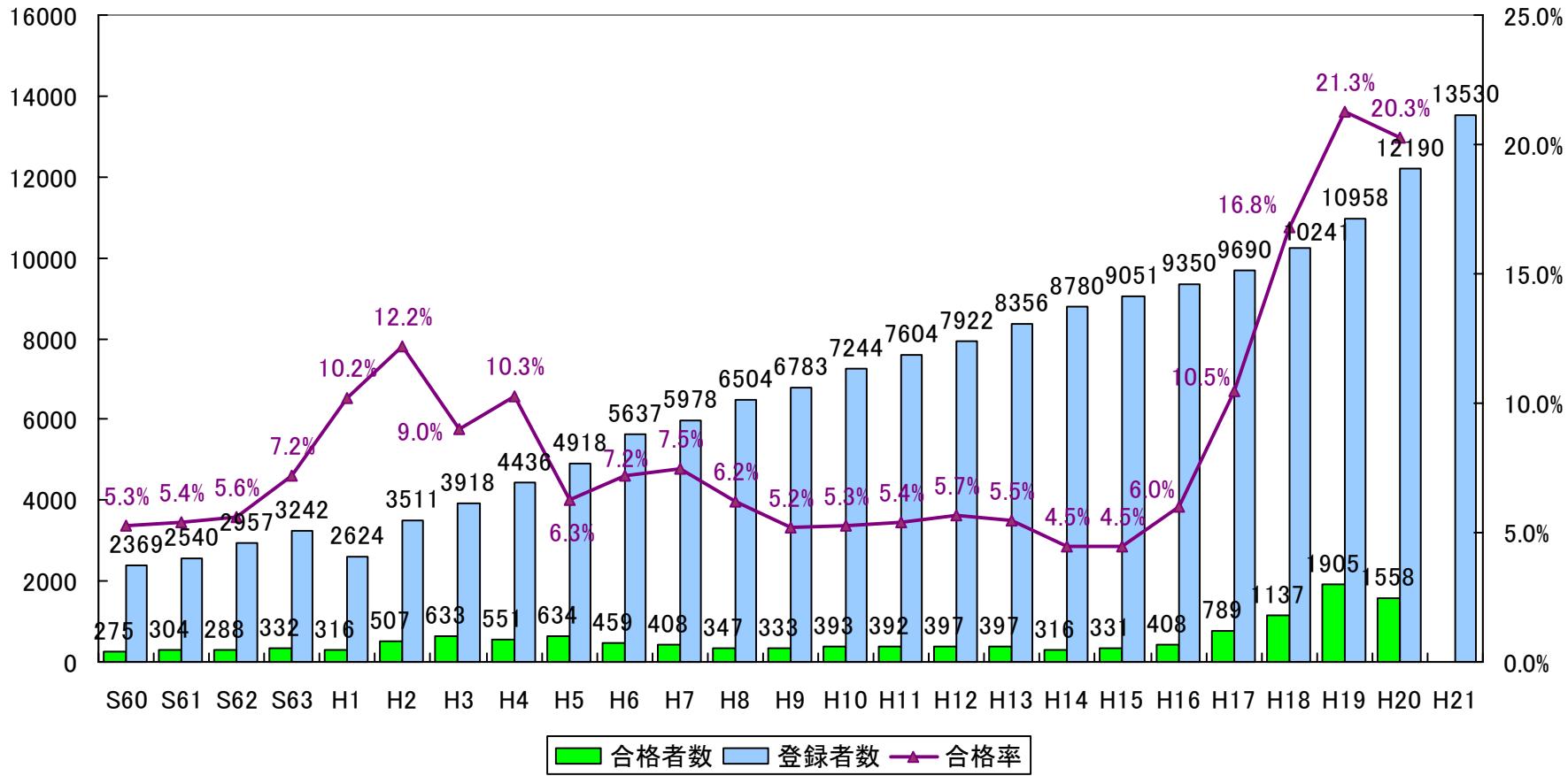
・外国人旅行者に対する対応能力と接遇のプロとしての意識を持った人材の育成を進めることが必要である。

通訳案内士合格者・累計登録者数推移

(合格者数、人)

(登録者数、人)

(合格率、%)



※このほか、地域限定通訳案内士はH20は55人が登録、H21は157人が登録

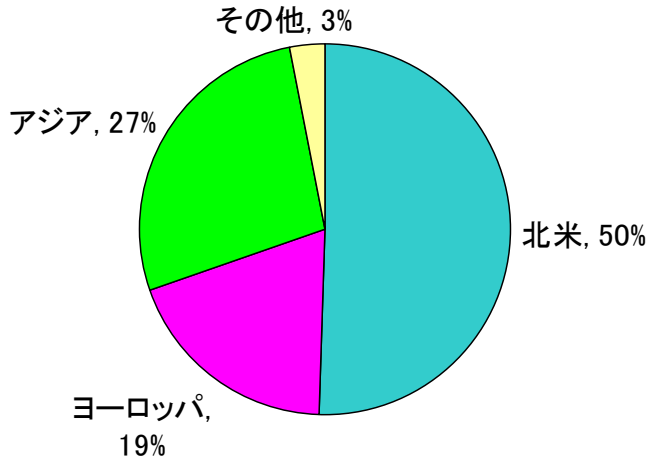
訪日外国人旅行者の増加と通訳案内士登録者の推移

	昭和24年(1949年)	昭和33年(1958年)	平成20年(2008年)
訪日外国人旅行者数	1.5万人	15.2万人	835.1万人
通訳案内士登録者数	—	747名	12,190人

55倍

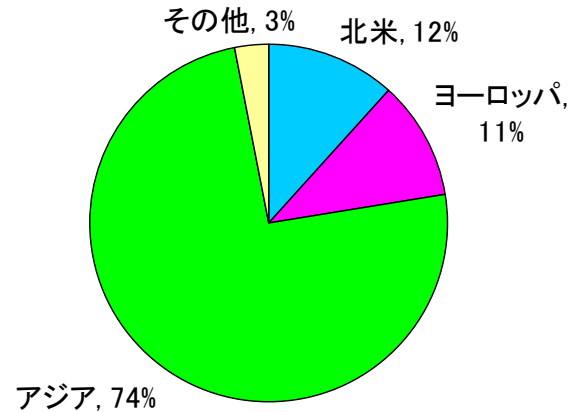
16倍

地域別訪日外国人旅行者数の割合(昭和31年度)



訪日外国人旅行者数: 11.3万人

地域別訪日外国人旅行者数の割合(平成20年)

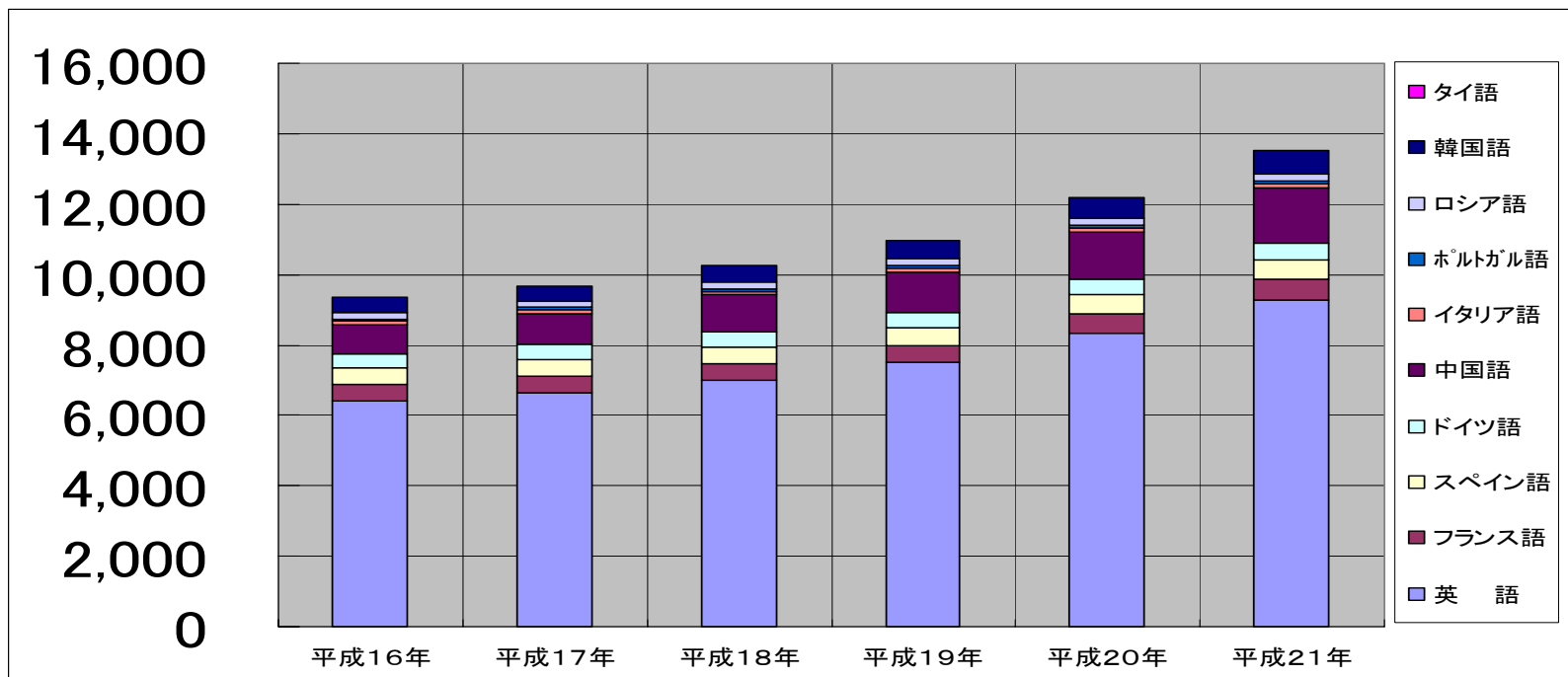


訪日外国人旅行者数: 835.1万人

出典 昭和24年、昭和31年、昭和33年:法務省及び運輸省資料による 平成20年:法務省及びJNTO資料による

通訳案内士登録者数の推移

観光立国推進基本計画：通訳案内士の登録人数を平成23年までに概ね5割増やして15,000人（地域限定通訳案内士を含む）とする。

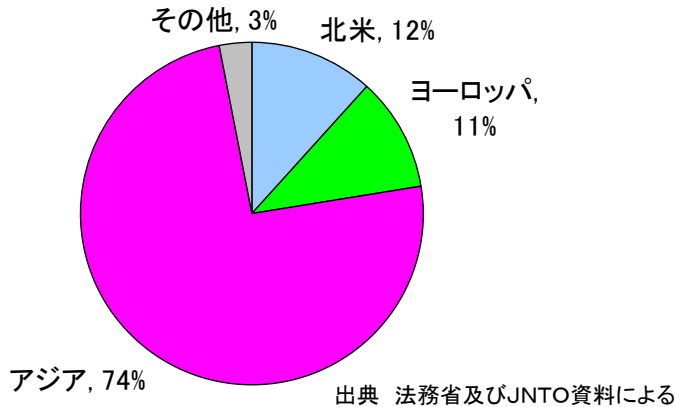


※このほか、地域限定通訳案内士はH20は55人が登録、H21は157人が登録

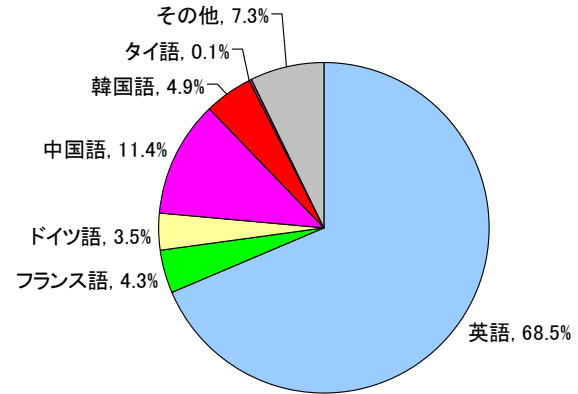
訪日外国人地域別割合と通訳案内士の言語別割合

英語に比べて中国語・韓国語の通訳案内士が少なく、これらの言語への対応が課題。

地域別訪日外国人旅行者数の割合(2008年)



通訳案内士登録者数の言語別の割合(2009年4月1日現在)



言語	主な国	訪日外国人者数 (2008年)=A	通訳案内士登録者数 (2009年4月1日)=B	通訳案内士登録者1人当たり 訪日外国人者数(A/B)
英語	アメリカ合衆国+イギリス +オーストラリア	122万人	9,274人	131.1人
中国語	①中華人民共和国+台湾 +香港	294万人	1,540人	1,909.6人
	②中華人民共和国+台湾	239万人		1,552.4人
韓国語	韓国	238万人	656人	3,631.7人

中国語・韓国語合格者数の推移

海外試験会場分

中国語・韓国語の通訳案内士の合格者数の推移

合格者数(人)

試験会場 年度	中国語				韓国語
	北京	香港	台北	計	ソウル
平成18年度	4	1	22	27	43
平成19年度	5	0	81	86	150
平成20年度	1	0	51	52	96
合計	165				289

全 体

中国語・韓国語の通訳案内士の合格者数の推移

合格者数(人)

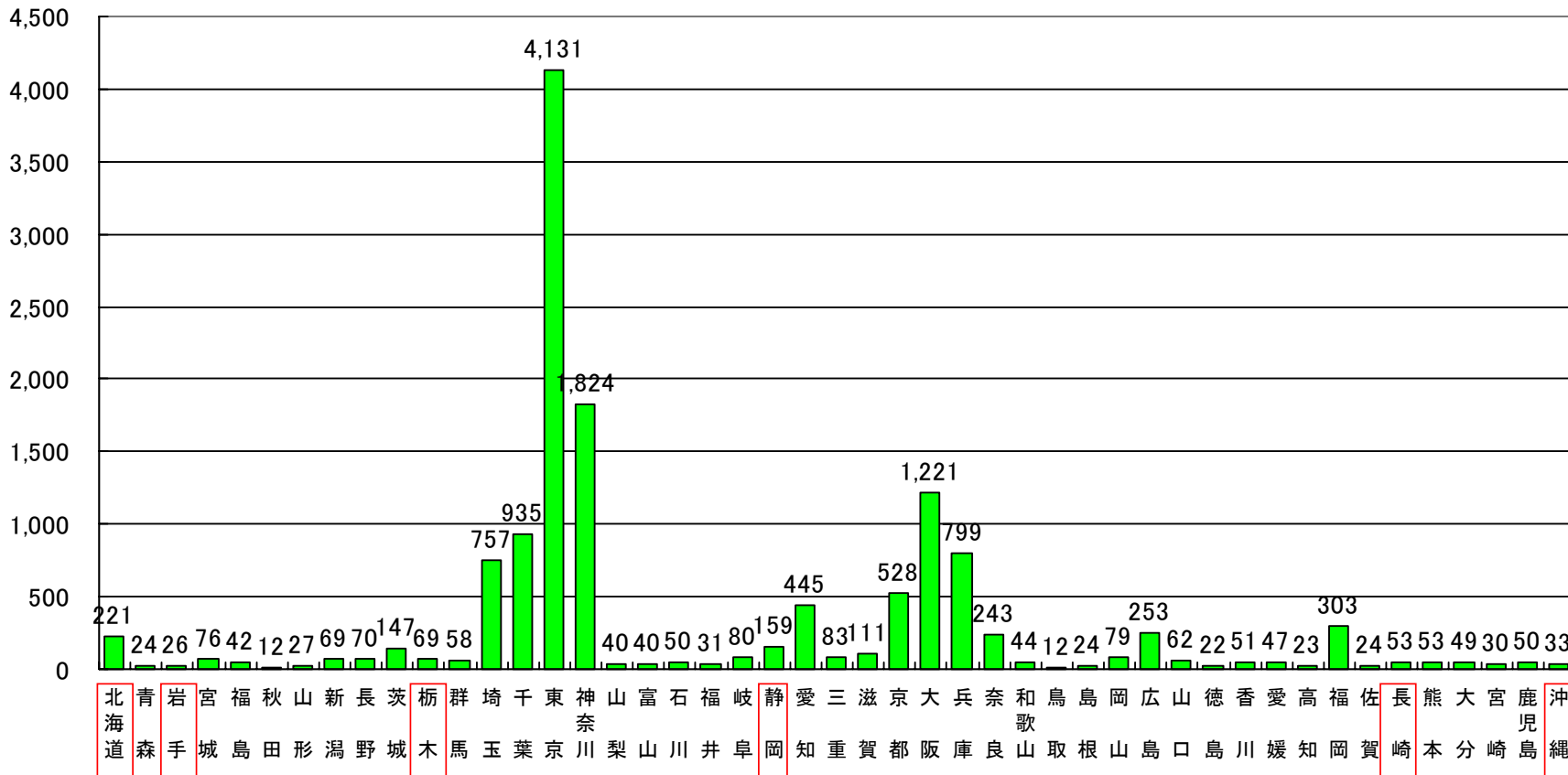
年度	外国語	中国語	韓国語
平成18年度		182	77
平成19年度		324	221
平成20年度		182	157
合計		688	455

※なお、地域限定通訳案内士の合格者数については、平成19年度、20年度の合計で、中国語が48人、韓国語が21人となっている

都道府県別通訳案内士登録者数

通訳案内士登録者数(人)

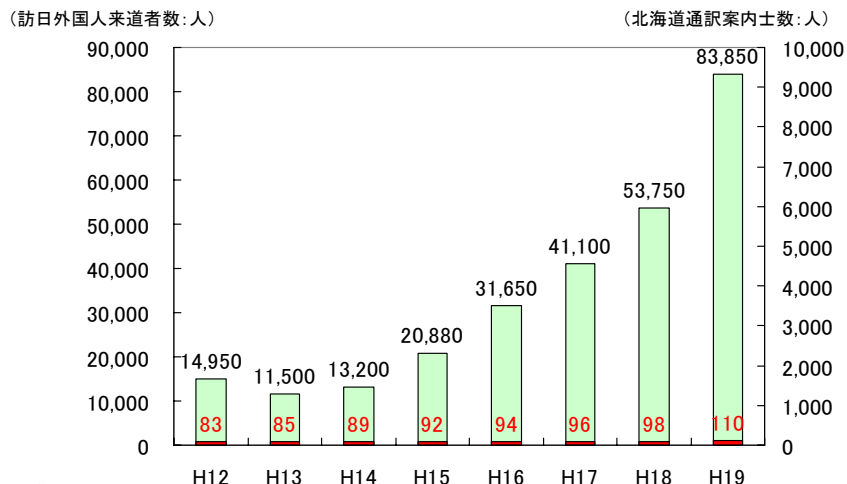
(平成21年4月1日現在)



※ : 地域限定通訳案内士実施道県

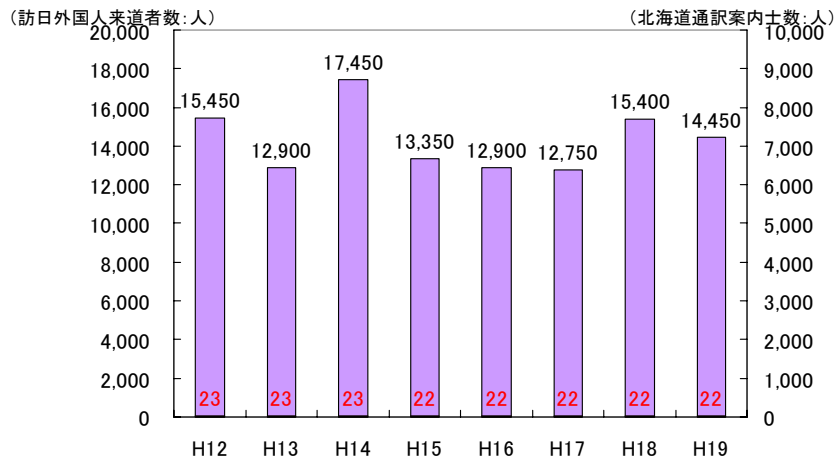
※上記の他に、地域限定通訳案内士として北海道で29名、岩手県で22名、栃木県で12名、静岡県で32名、長崎県で25名、沖縄県で37名が登録

北海道における外客数と通訳案内士数の推移



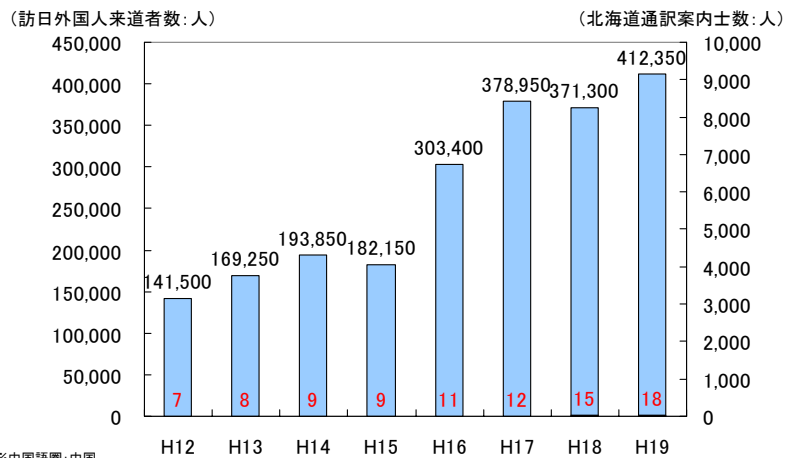
※英語圏:アメリカ、カナダ、シンガポール、オセアニア

■ 英語圏(訪日外国人来道者数) ■ 英語(北海道通訳案内士数)



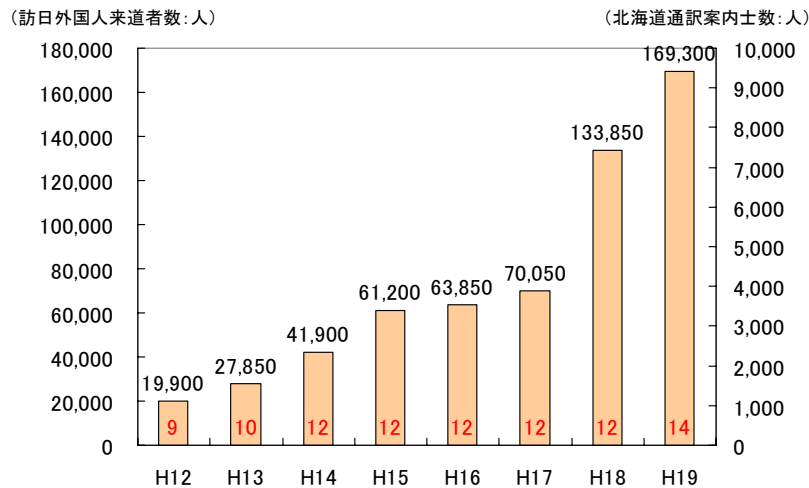
■ ヨーロッパ(訪日外国人来道者数) ■ ヨーロッパ語(北海道通訳案内士数)

※ヨーロッパ圏:フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語



※中国語圏:中国、台湾、香港

■ 中国語圏(訪日外国人来道者数) ■ 中国語(北海道通訳案内士数)



■ 韓国(訪日外国人来道者数) ■ 韓国語(北海道通訳案内士数)

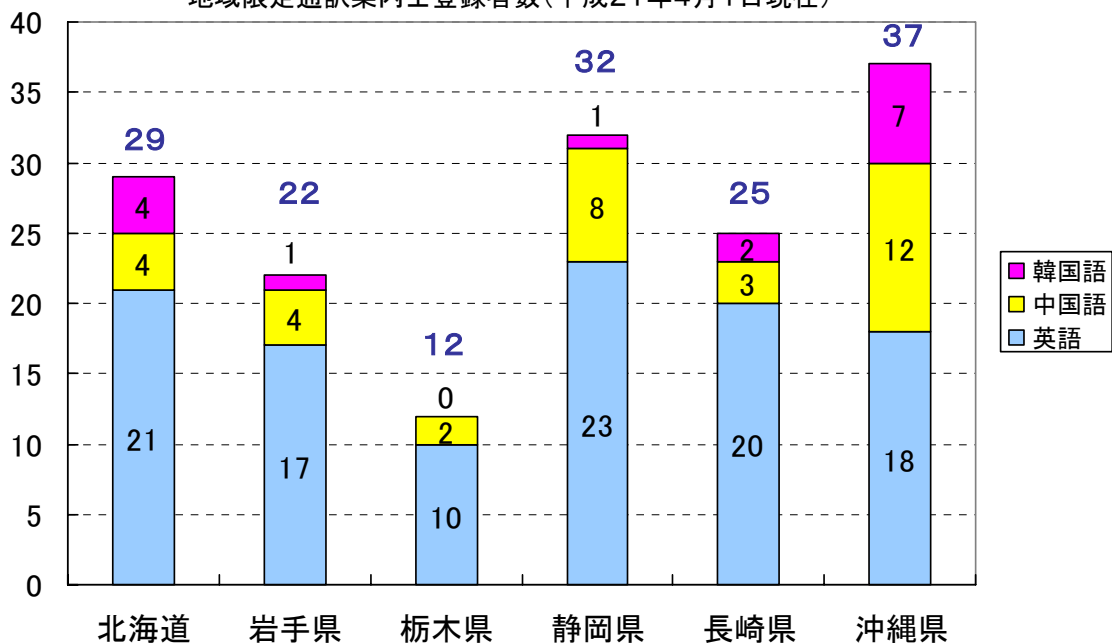
訪日外国人来道者数:北海道経済部観光のくにづくり推進局資料より

※地域限定通訳案内士は含まれていない

平成20年度地域限定通訳案内士試験の実施状況

県名	受験者数				最終試験合格者数				登録者数(平成21年4月1日現在)			
	英語	中国語	韓国語	計	英語	中国語	韓国語	計	英語	中国語	韓国語	計
北海道	152	96	34	282	26	6	4	36	21	4	4	29
岩手県	60	16	5	81	7	2	2	11	17	4	1	22
栃木県	87	34	8	129	11	3	0	14	10	2	0	12
静岡県	108	27	22	157	11	8	2	21	23	8	1	32
長崎県	90	17	8	115	18	2	2	22	20	3	2	25
沖縄県	120	74	17	211	11	6	5	22	18	12	7	37
合計	617	264	94	975	84	27	15	126	109	33	15	157

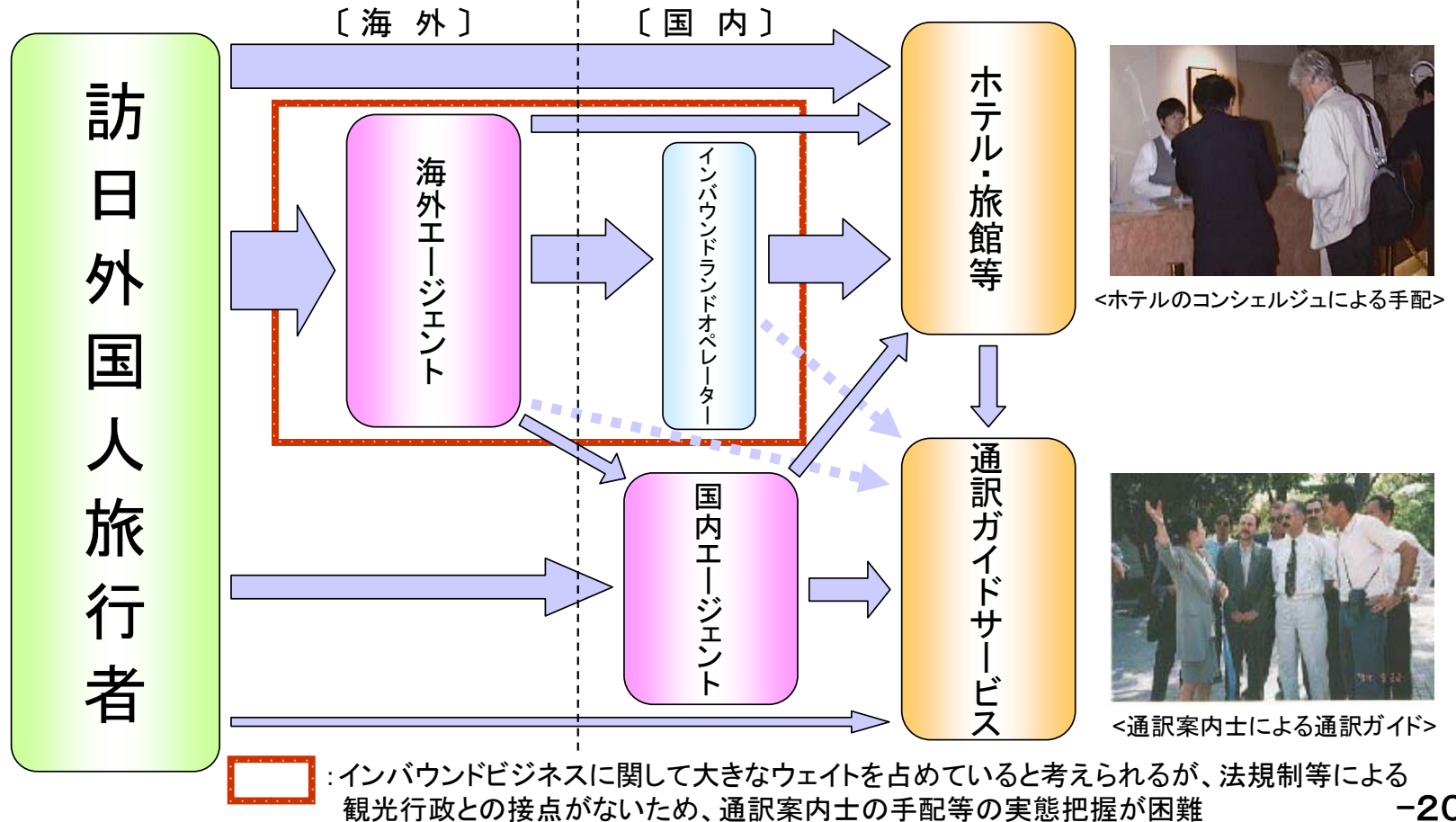
地域限定通訳案内士登録者数(平成21年4月1日現在)



通訳案内士手配の流れ(イメージ)

訪日外国人が単独でも快適に旅行できるための受入環境整備の一環として、インバウンドビジネス全体をとらえる中で、通訳ガイドサービスも充実させることが必要。

<訪日外国人旅行者の旅行手配の流れ(イメージ)>



アジア主要国別インバウンドにおけるガイド等の手配状況

	主なガイド手配窓口	ガイドの状況	インバウンドビジネスの特徴
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ■【大手】韓国側旅行会社が手配（社員のガイドを派遣） ■【中小】日本側旅行会社に手配を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ■ほとんどがスルーガイド。スルーガイドは日本語レベルが低く、文化・習慣の違いで苦勞する場合も ■スルーガイドの日当のうち、50%以上がチップによるものである ■韓国内の通訳案内士資格者はまだ少ない 	<p>韓国系旅行会社ネットワークで完結するビジネスモデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ホテル、バス、ガイド等の手配は直接韓国側旅行会社が行うことが多い。一部の大手旅行会社は日本に支店を設け手配をしている ■中小旅行会社は韓国にある日本専門の手配会社や日本にある韓国系手配会社を通して手配している ■ピークシーズンのホテルが取れない時のみ日本の旅行会社に依頼する場合が多い。
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ■台湾側旅行会社が手配（台湾側旅行会社が在日華僑系土産物店に依頼し、当該土産物店がガイドを供給している） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ほとんどがスルーガイド。スルーガイドは、日本留学経験者が多く案内レベルは比較的高い ■スルーガイドは土産物店からの手数料収入に依存 ■一部の大手旅行会社では社員に通訳案内士資格の取得を推進 ■ガイドを手配する場合も、在日中国人の無資格ガイドを使用するケースが多い 	<p>華僑系土産物店とタイアップしたビジネスモデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■バス、ガイド等の手配は直接台湾側旅行会社が日本にある華僑系土産物店に依頼 ■独特な台湾コミュニティのため日本側旅行会社が入り込む隙がなく、ホテルの手配のみとなるケースが多い
香港	<ul style="list-style-type: none"> ■【団体】香港側旅行会社が手配 ■【個人】個人的なチャンネルで手配 	<ul style="list-style-type: none"> ■団体はほとんどがスルーガイド。日本語会話や案内レベルは低い ■香港内の通訳案内士資格者は非常に少ない ■個人は旅行者自身が英語を理解しガイドを必要としないケースが多い。必要な場合も独自のチャンネルで安価な無資格ガイドを手配 	<p>香港側旅行会社の直接手配で完結するビジネスモデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ホテル、バス、ガイド等の手配は直接香港側旅行会社が行うことが多い。 ■個人旅行はマーケットが成熟しており、富裕層ですら旅行会社を通さず個人で手配するケースが多い
中国	<ul style="list-style-type: none"> ■【団体】（中華人民共和国国民訪日団体観光客受入旅行会社連絡協議会訪日団体観光旅行取扱マニュアルに基づき）中国側と日本側がそれぞれ添乗員を手配 ■【個人】なし（商用の場合は日本側旅行会社が手配） 	<ul style="list-style-type: none"> ■（添乗員という形式のスルーガイドの中には）粗悪な者も多い ■給料を支払わず“ショッピングコミッション”で生計をたてるスルーガイドを多く登用し、競争を激化させている ■中国内の通訳案内士資格者は非常に少ない ■商用等での少人数での旅行はドライバーガイドが安価で引き受けている場合がある 	<p>華僑系旅行会社ネットワークで完結するビジネスモデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ホテル、バス等の手配は、日本にある華僑系の旅行会社が大部分を行っており、低価格・低品質商品が多い

(社)日本観光通訳協会HPより抜粋

■対応言語: 英語、独語、仏語、西語、伊語、中国語、韓国語、露語、ポルトガル語、タイ語

■職種: 観光案内(日本全国)、ショッピング、空港送迎、添乗業務、イベント等のデスク業務

■料金: 内容、拘束時間、ガイドのランク(A級～C級・事務局認定)等によりますので、ご相談下さい。

ガイド料金の他に、交通費(実費)、食事代、通信費、入場料、拝観料等が必要です。又、早朝、深夜及び勤務時間が所定の時間をオーバーした場合は超過料金となります。

■料金について

当(社)日本観光通訳協会は無料の職業紹介事業の法律により、料金や見積書を提示することが出来ませんので、ガイド料金につきましては、ガイドと依頼主との間で相談ということになります。

しかしながら、料金が不明のままでは、依頼が出来ませんので、事務局で依頼内容を確認の上、概算でお知らせしています。なお、依頼先及び会員から一切の手数料の受領は行いません。

観光通訳の場合(料金の目安)

1日(8時間まで) 25,000円 ~ 45,000円くらい(平均30,000円)

半日(4時間まで) 20,000円 ~ 30,000円くらい(平均20,000円)

C級	JGAIに入会1年未満。就業日数60日以下
B級	C級就業日数が60日を超え、就業開始日から満1カ年が経過すると、B級に移行する資格が得られる
A級	B級として満2カ年を経過し、就業日数が180日以上になると、A級の有資格者になる。A級に限り6月と2月の年2回、必要書類を格付け審査委員会に提出・審査を受け、合格しなければならない(原則としてI.C.T経験10回以上) * I.C.T: INCLUSIVE CONDUCTED TOUR(全行程に亘り、同行するグループ旅行)